

領域 6 「教員組織」に係る自己点検・評価書

基準 6-1 専門職学位課程の運営に必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-1 教員組織編制のための基本方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

(観点到係る状況)

専門職学位課程では、学校現場における実践に基づき、喫緊の課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育研究を実施し、学校教育における『即応力』を身に付けた高度専門職業人を養成することとしている。理論と実践を融合させた教育を行えるよう、教員組織編成に当たっては、平成 31 年度に大学改革が実施されたことを踏まえ、「大学改革に伴う大学院担当教員審査の取扱い」（別添資料 6-1-1-①）を定め、教員の研究業績、教育業績及びその他の業績等を勘案し、審査を行っている。

《必要な資料・データ等》

[別添資料 6-1-1-①] 大学改革に伴う大学院担当教員審査の取扱い

(観点的達成状況についての自己評価：A)

学校教育における『即応力』を身に付けた高度専門職業人を養成するため、理論と実践を融合させた教育を行えるよう、教員組織編成に当たっては、平成 31 年度大学改革を踏まえ、「大学改革に伴う大学院担当教員審査の取扱い」を定め、教員の研究業績、教育業績及びその他の業績等を勘案し、審査を行っている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 6-1-2 専門職学位課程の運営に必要な教員が確保されているか。また、専任教員が、専門職大学院設置基準に規定された必要な専任教員の数以上置かれているか。

(観点到係る状況)

学校教育に関する理論と実践を融合させて教育を行えるように、専任教員として研究者教員 35 人及び実務家教員 19 人の計 54 人を配置し、さらに修士課程からの兼任教員 24 人及び兼任教員（非常勤講師）1 人を配置している。

また、本学における専門職大学院設置基準に規定された必要な専任教員数は 23 人であり、必要数を十分に満たして配置している。（資料 6-1-2-A）

資料 6-1-2-A 専門職学位課程における教員数（令和元年 7 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分	専任教員数					必要専任教員数			兼任教員数 (非常勤講師)	
	教授	准教授	講師	助教	計	設置 基準	うち 教授	うち 実務家 教員		
研究者教員	20	12	1	2	35		23	12	10	24
実務家教員	11	8			19					
合計	31	20	1	2	54					

（出典：事務局作成）

（観点の達成状況についての自己評価：A）

学校教育に関する理論と実践を融合させて教育を行えるように、専任教員として研究者教員 35 人及び実務家教員 19 人の計 54 人を配置しており、兼任教員を含め、専門職学位課程の運営に必要な教員を十分に確保している。

また、専門職大学院設置基準に規定された必要な専任教員数 23 人を十分に満たす 54 人の専任教員を配置している。

以上のことから、本観点を十分満たしていると判断する。

観点 6-1-3 専任教員のうちには、専攻分野における実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者（以下「実務家教員」という。）を含むものとし、実務家教員が、必要専任教員数のおおむね 4 割以上に相当する人数が置かれているか。

（観点に係る状況）

専任教員 54 人のうち、19 人の実務家教員を配置しており、おおむね 20 年以上の実務経験を有する者を原則としている。（別添資料 6-1-3-①）

また、高度な実務能力の部分については、本学の選考基準（別添資料 6-1-3-②）において、教育委員会・教育センター等の事業における指導・講演等や、自身が勤務する学校以外の校内研修における指導・講演等の実務経験を実務経験業績として課すことで担保している。

本学専門職学位課程の必要専任教員数は 23 人であり、その 4 割である 10 人以上の実務家教員の配置を求められているが、必要数を超える 19 人の実務家教員を配置している。（資料 6-1-3-A）

資料 6-1-3-A 専門職学位課程における教員数（令和元年 7 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分	専任教員数					必要専任教員数	
	教授	准教授	講師	助教	計	設置 基準	うち 実務家 教員
研究者教員	20	12	1	2	35	23	10
実務家教員	11	8			19		
合計	31	20	1	2	54		

（出典：事務局作成）

《必要な資料・データ等》

[別添資料 6-1-3-①] 実務家教員名簿

(観点の達成状況についての自己評価：A)

専任教員 54 人のうち、19 人の実務家教員を配置しており、おおむね 20 年以上の実務経験を有する者を原則としている。また、選考基準において実務経験業績として実務経験を課すことで高度な実務能力を有する者であることを担保している。

本学専門職学位課程の必要専任教員数は 23 人であり、その 4 割である 10 人以上の実務家教員の配置を求められているが、必要数を十分に満たして配置している。

以上のことから、本観点を十分満たしていると判断する。

観点 6-1-4 多様な教員の雇用形態（例えば、みなし専任教員、任期付教員等）を活用して、実践現場との関係の強化が図られているか。

(観点に係る状況)

平成 31 年 4 月の専門職学位課程の入学定員増に合わせ、学校実習・ボランティア支援室を設置（学校ボランティア支援室からの改組）し、新潟県内の公立学校を定年退職した校長から採用した特任教授 6 人（専任 2 人、他部局からの兼務者 4 人）が教育現場で培った豊富な知見や経験に基づき、連携協力校の学校課題と本学実習チームの連携可能なテーマとのマッチング作業等の支援や、学校実習の実施に係る危機管理を行い、実践現場と大学とのパイプ役となっている。また、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者（原則 3 年間）である 4 人の特任准教授についても同室の兼務者として当該業務のサポートを行っている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

学校実習・ボランティア支援室に配置している新潟県内の公立学校を定年退職した校長から採用した特任教授 6 人（専任 2 人、他部局からの兼務者 4 人）が教育現場で培った豊富な知見や経験に基づき、連携協力校の学校課題と本学実習チームの連携可能なテーマとのマッチング作業等の支援や、学校実習の実施に係る危機管理を行い、実践現場と大学とのパイプ役となっている。また、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者（原則 3 年間）である 4 人特任准教授についても同室の兼務者として当該業務のサポートを行っている。

以上のことから、本観点を十分に満たしていると判断する。

観点 6-1-5 教育上のコアとして設定されている授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されているか。

(観点に係る状況)

専門職学位課程では、すべての学生が共通的に履修する「共通科目」及びカリキュラムの中核である「学校支援プロジェクト」については、すべて専任の教授、准教授又は助教が担当している。各コース別に開設している「プロフェッショナル科目」については、専任の教授、准教授又は助教のほか、一部の科目を修士課程の専任教員が担当しており、目的や学習履歴、実務経験等に即して学べるように配慮している。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

専門職学位課程では、すべての学生が共通的に履修する「共通科目」及びカリキュラムの中核である「学校支援プロジェクト」については、専任の教授、准教授又は助教がすべて担当している。各コース別に開設している「プロフェッショナル科目」については、専任の教授、准教授又は助教のほか、一部の科目を修士課程の専任教員が担当しており、目的や学習履歴、実務経験等に即して学べるように配慮している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 6-1-6 教員組織は、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、理論と実践との融合という視点から、全体として実践的な力量形成を意識した教育が行われるように組織されているか。

(観点に係る状況)

大学院学校教育研究科専門職学位課程における修了認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの方針（別添資料 6-1-6-①）において、専門職学位課程の目標を「教職に関わる精深な学識を授けるとともに、理論と実践の架橋・往還・融合を通して、教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を備えた高度専門職業人としての教員を養成する。」としており、各コースに実務家教員を配置（別添資料 6-1-3-①）し、研究者教員と実務家教員が協働して教育課程を運営できる体制をとっている。

《必要な資料・データ等》

[別添資料 6-1-6-①] 大学院学校教育研究科専門職学位課程における修了認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの方針

(観点の達成状況についての自己評価：A)

大学院学校教育研究科専門職学位課程における修了認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの方針において、専門職学位課程の目標を「教職に関わる精深な学識を授けるとともに、理論と実践の架橋・往還・融合を通して、教育現場に生起する問題や事象について即時的に判断し、対応する力量を備えた高度専門職業人としての教員を養成する。」としており、各コースに実務家教員を配置し、研究者教員と実務家教員が協働して教育課程を運営できる体制をとっている。

以上のことから、本観点を十分に満たしていると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

新潟県内の公立学校を定年退職した校長から採用した特任教授 6 人が教育現場で培った豊富な知見や経験に基づき、連携協力校の学校課題と本学実習チームの連携可能なテーマとのマッチング作業等の支援や、学校実習の実施に係る危機管理を行い、実践現場と大学とのパイプ役となっている。さらに、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者である 4 人特任准教授についても当該業務のサポートを行っており、実践現場との関係の強化や、専任教員の負担軽減に繋がっている。

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準 6-2 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点 6-2-1 専門職学位課程の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮等）が講じられているか。

（観点到る状況）

国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針（別添資料 6-2-1-①）において、「学校現場と密接に結びついた実践的な大学であることから、学校現場における教員経験を有する者の雇用促進を図るものとする」としており、専門職学位課程の専任教員 54 人のうち、19 人が実務家教員となっている。

教員の採用に当たっては原則公募によることとしており、教員の公募に際しては、「男女共同参画基本法」の趣旨に基づき選考を行うことを明示している。令和元年度における専任教員数に占める女性の割合は 25.9%（54 人中 14 人、令和元年 7 月 1 日現在）となっている（資料 6-2-1-A）。

さらに、専任教員の年齢構成については、各年代に教員が配置され、バランスよく構成されている（資料 6-2-1-A）。

また、組織の活性化を図るため、平成 31 年 3 月に年俸制・任期制を活用した大学教員を採用するための基本方針（別添資料 6-2-1-②）を改正し、採用する全ての大学教員（特任教員を除く。）を年俸制とすること、国際交流推進センターの教授、准教授、講師及び助教並びに大学院学校教育研究科の助教は任期制を適用すること、大学教員を採用しようとする場合は可能な限り職位を助教とし若手教員の採用に努めることを定めた。

資料 6-2-1-A 専門職学位課程における年齢階層別の専任教員構成（令和元年 7 月 1 日現在）

（単位：人）

区 分		25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60-65 歳	合計
専任教員	教授						9	13	9	31
	うち女性						2	4	1	7
	准教授			1	6	5	4	3	1	20
	うち女性				4	1		1		6
	講師						1			1
	うち女性									
	助教	1		1						2
	うち女性			1						1
合計	1		2	6	5	14	16	10	54	
うち女性			1	4	1	2	5	1	14	

（出典：事務局作成）

《必要な資料・データ等》

[別添資料 6-2-1-①] 国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針

[別添資料 6-2-1-②] 年俸制・任期制を活用した大学教員を採用するための基本方針

(観点の達成状況についての自己評価：A)

国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針に基づき、19人の実務家教員を配置している。また、平成27年度における専任教員数に占める女性の割合は18.8%（16人中3人、平成27年5月1日現在）であったが、令和元年度は7.1ポイント上昇の25.9%（54人中14人、令和元年7月1日現在）となっており、女性教員の雇用が促進されている。専任教員の年齢構成については、各年代に教員が配置され、バランスよく構成されている。

さらに、年俸制・任期制を活用するとともに、若手教員の採用に努め、組織の活性化を図っている。以上のことから、本観点を十分に満たしていると判断する。

観点6-2-2 専任の研究者教員及び実務家教員それぞれに採用基準、昇格基準等が定められ、運用されているか。また、授業科目を担当する教員の基準が明確であるか。

(観点に係る状況)

専任教員の採用及び昇任基準については、教員選考基準規程（別添資料6-2-2-①）に規定しており、具体の教育研究業績の評価については研究者教員と実務家教員の双方を適切に評価できる選考基準（別添資料6-2-2-②）を設けており、職位とともに授業科目の担当適格者であるか審査する基準としている。選考手続については、教員選考手続細則（別添資料6-2-2-③）に規定し、それに基づいて、適切に実施している。教員選考の際には、人事担当副学長（理事からの兼務者）を委員長として7人で構成する教員選考委員会において、候補者から提出される履歴書、教育研究業績書（別添資料6-2-2-④）及び教育研究業績の内容を精査するとともに、面接を行い、教育研究の能力・業績、経歴等を総合的に審査している。

《必要な資料・データ等》

- [別添資料6-2-2-①] 国立大学法人上越教育大学教員選考基準規程
- [別添資料6-2-2-②] コース等における教員選考基準
- [別添資料6-2-2-③] 国立大学法人上越教育大学教員選考手続細則
- [別添資料6-2-2-④] 履歴書・教育研究業績書

(観点の達成状況についての自己評価：A)

専任教員の採用及び昇任基準については、教員選考基準規程に規定しており、具体の教育研究業績の評価については研究者教員と実務家教員の双方を適切に評価できる選考基準を設け、職位とともに授業科目の担当適格者であるか適切に選考を行っている。教員選考の際には、人事担当副学長（理事からの兼務者）を委員長に構成する教員選考委員会において、履歴書、教育研究業績書及び教育研究業績の内容を精査するとともに、面接を行い、教育研究の能力・業績、経歴等を総合的に審査している。

以上のことから、本観点を十分に満たしていると判断する。

観点6-2-3 研究者教員の実務経験や実践研究の実績、あるいは実務家教員の学術的業績を、ピアレビューの視点も含めて評価する仕組みが設定されているか。

(観点に係る状況)

研究者教員と実務家教員の双方が研究と実務の両面を持つよう、教育研究業績を学術研究業績、実践研究業績及び実務経験業績の3つに区分し、研究と実務の両面を評価する選考基準(別添資料6-2-2-②)を設定している。選考基準では、研究者教員と実務家教員の双方にこれら3つの業績について資格基準を細部にわたって設定し、研究者教員と実務家教員が双方に高い水準を有するシステムを構築している。

教員選考の際には、人事担当副学長(理事からの兼務者)を委員長として7人で構成する教員選考委員会において、候補者から提出される履歴書、教育研究業績書(別添資料6-2-2-④)及び教育研究業績の内容を精査するとともに、面接を行い、教育研究の能力・業績、経歴等を総合的に審査している。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

研究者教員と実務家教員の双方が研究と実務の両面を持つよう、教育研究業績を学術研究業績、実践研究業績及び実務経験業績の3つに区分し、研究と実務の両面を評価する選考基準を設定している。選考基準では、研究者教員と実務家教員の双方にこれら3つの業績について資格基準を細部にわたって設定し、研究者教員と実務家教員が双方に高い水準を有するシステムを構築している。

教員選考の際には、人事担当副学長(理事からの兼務者)を委員長に構成する教員選考委員会において、履歴書、教育研究業績書及び教育研究業績の内容を精査するとともに、面接を行い、教育研究の能力・業績、経歴等を総合的に審査している。

以上のことから、本観点を十分に満たしていると判断する。

観点6-2-4 実務家教員の人材確保の仕組みが明確化されていて、適切に運用されているか。

(観点に係る状況)

実務家教員の人材を確保するため、専門分野、実務経験等の応募資格を明確にした上で、全て公募により広く募集を行っている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

実務家教員の人材を確保するため、専門分野、実務経験等の応募資格を明確にした上で、全て公募により広く募集を行っている。

以上のことから、本観点を十分に満たしていると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

研究者教員と実務家教員の双方が研究と実務の両面を持つよう、教育研究業績を学術研究業績、実践研究業績及び実務経験業績の3つに区分し、研究と実務の両面を評価する選考基準を設定している。

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準 6-3 専門職学位課程における教育活動に関連する研究活動が組織的に取り組まれていること。

(1) 観点ごとの分析

観点 6-3-1 教育活動に関連する研究活動が組織的に行われているか。

(観点到に係る状況)

本学が、教育実践学領域での共同研究として、一定の期間研究費等の重点配分を行う「研究プロジェクト」(別添資料 6-3-1-①)において、学校現場から教育課題として提示された「学力向上」、「学級経営」、「保護者・家庭・地域の教育力の向上」及び「新学習指導要領への対応」に大学として積極的に対応するための取組を実施している。

教職大学院における学術研究の成果を社会に対し発表することを目的として、「上越教育大学教職大学院研究紀要」(別添資料 6-3-1-②)を平成 25 年度から刊行している。

新潟県教育委員会、新潟市教育委員会、富山県教育委員会、長野県教育委員会と連携して、平成 25 年度から平成 27 年度に実施した文部科学省特別プロジェクト「教師の専門職化をフォローする研修体制の構築—学校、教育委員会、大学連携による教員研修システムの開発—」の取組や成果等について、平成 28 年 2 月に東京で開催した「教師の専門職化フォーラム」において発表した。(別添資料 6-3-1-③)

(観点的達成状況についての自己評価：A)

大学院における理論と実践の往還のあるべき形を探求する試みとして、「研究プロジェクト」に専門職学位課程と修士課程の教員が協働で行う研究区分(「特別研究」)を設けており、上記の学校現場から提示された教育課題に対応させた、組織的な研究活動を行っている。

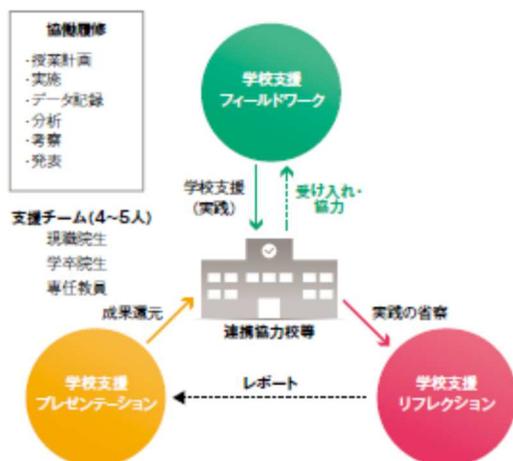
「上越教育大学教職大学院研究紀要」を刊行し、教育活動に関する研究活動を公開している。

観点 6-3-2 地域の学校等における教育課題の解決に還元されるなど、教育の実践に資する研究活動になっているか。

(観点到に係る状況)

専任教員、現職教員大学院学生及び学部卒大学院学生が支援チームを編成し、連携協力校に入って学校現場の課題解決に参画する「学校支援プロジェクト」(6-3-2-A)を実施している。「学校支援プロジェクト」では、各教員の研究活動に関連した多様なテーマのプロジェクトを設定している。学生はそれらの中から 1 つのプロジェクトを選択し、専任教員と学生が支援チームを編成してプロジェクトに取り組んでおり、各教員の研究内容と教育活動が関連づけられた実践を通じた研究活動に取り組んでいる。その成果については、毎年度開催している「学校支援プロジェクトセミナー」において広く地域に発信している。(別添資料 6-3-2-②)

■ 学校支援プロジェクトの概念図



(出典：国立大学法人上越教育大学大学院案内 p. 11)

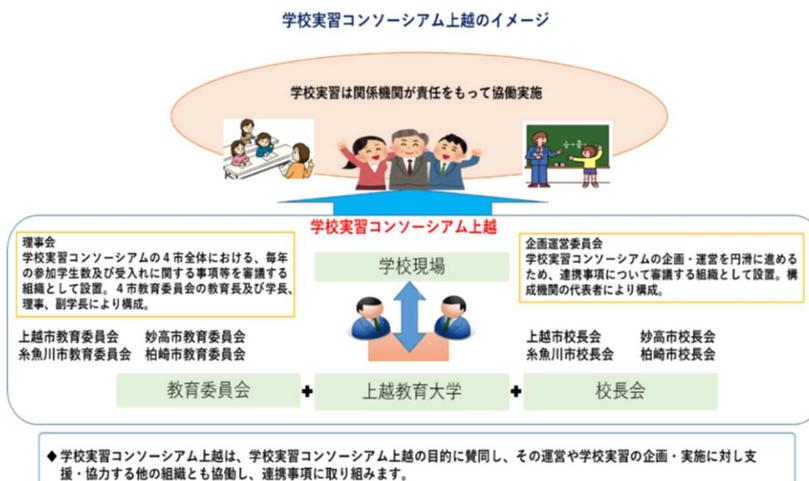
(観点の達成状況についての自己評価：A)

連携協力校に入って学校現場の課題解決に参画する「学校支援プロジェクト」における成果については、「学校支援プロジェクトセミナー」において広く地域に発信している。

(2) 長所として特記すべき事項

平成 31 年度の大学改革に伴い、専門職学位課程・修士課程とともに、学校現場と協働・連携し、学校教育の諸課題に応えることを目的として、学校実習を必修化することとした。従来の専門職学位課程に加えて、新たに専門職学位課程に移行するコース及び修士課程においても、学校実習を実施することに伴い、多くの大学院学生（最大 600 人）が学校現場に入ることから、本学と上越近隣 4 市（上越市、妙高市、糸魚川市、柏崎市）の教育委員会及びそれぞれの校長会が協働し、責任をもって学校実習を地域で支える体制整備を図ることを目的に、「学校実習コンソーシアム上越」（資料 6－3－2－A）を設置した。本機関は、4 市教育委員会及び本学が分担金を拠出する等、近隣 4 市との緊密な連携関係のもとで運営されている。本機関が大学院学生と学校現場とのマッチングやコーディネートを行うことにより、学校実習が円滑に実施される。

資料 6－3－2－A



(3) 改善を要する事項

該当無し

基準 6-4 授業負担に対して適切に配慮されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点 6-4-1 専任教員の授業や学生指導等の負担に対して配慮がなされ、また、偏りを考慮した割り振りとなっているか。

(観点に係る状況)

「プロフェッショナル科目」において、修士課程からの兼任教員 24 人及び兼任教員（学外非常勤講師）1 人が一部の授業科目を担当している。

学校実習・ボランティア支援室に配置している新潟県内の公立学校を定年退職した校長から採用した特任教授 6 人（専任 2 人，他部局からの兼務者 4 人）が教育現場で培った豊富な知見や経験に基づき、連携協力校と本学実習チームとのマッチング作業等の支援や、学校実習実施に係る危機管理を行っている。また、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者である特任准教授 4 人についても同室の兼務者として当該業務のサポートを行っている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「プロフェッショナル科目」において、兼任教員 24 人及び兼任教員 1 人が一部の授業科目を担当している。

また、学校実習・ボランティア支援室に配置している新潟県内の公立学校を定年退職した校長から採用した特任教授 6 人が連携協力校と本学実習チームとのマッチング作業等の支援や、学校実習実施に係る危機管理を行い、さらに、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者である特任准教授 4 人についても同室の兼務者として当該業務のサポートを行うことで、授業実施に関わる負担の軽減を行っている。

以上のことから、本基準を十分満たしていると判断する。

観点 6-4-2 学部等の専任教員とダブル・カウントされる教員の負担に対して、専門職学位課程における教育・研究に支障をきたさないよう適切な配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

「プロフェッショナル科目」において、修士課程からの兼任教員 24 人及び兼任教員（学外非常勤講師）1 人が一部の授業科目を担当している。

学校実習・ボランティア支援室に配置している新潟県内の公立学校を定年退職した校長から採用した特任教授 6 人（専任 2 人，他部局からの兼務者 4 人）が教育現場で培った豊富な知見や経験に基づき、連携協力校と本学実習チームとのマッチング作業等の支援や、学校実習実施に係る危機管理を行っている。また、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者である特任准教授 4 人についても同室の兼務者として当該業務のサポートを行っている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「プロフェッショナル科目」において、兼任教員 24 人及び兼任教員 1 人が一部の授業科目を担当してい

る。

また、学校実習・ボランティア支援室に配置している新潟県内の公立学校を定年退職した校長から採用した特任教授6人が連携協力校と本学実習チームとのマッチング作業等の支援や、学校実習実施に係る危機管理を行い、さらに、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者である特任准教授4人についても同室の兼務者として当該業務のサポートを行うことで、授業実施に関わる負担の軽減を行っている。

以上のことから、本基準を十分満たしていると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

該当なし

(3) 改善を要する事項

該当なし